

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>28,400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.41</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>14,700円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.21</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>15,400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>19,880円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>10,290円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.29</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>14,100円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.13</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>14,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>16,590円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>9,870円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1</p>

条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人  
について 10,780円

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税  
額の被保険者均等割額 被保険者(第1条  
第2項に規定する世帯主を除く。) 1人  
について 14,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢  
者支援金等課税額の被保険者均等割額 被  
保険者(第1条第2項に規定する世帯主を  
除く。) 1人について 7,350円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者  
均等割額 介護納付金課税被保険者(第1  
条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人  
について 7,700円

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税  
額の被保険者均等割額 被保険者(第1条  
第2項に規定する世帯主を除く。) 1人  
について 5,680円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢  
者支援金等課税額の被保険者均等割額 被  
保険者(第1条第2項に規定する世帯主を  
除く。) 1人について 2,940円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者  
均等割額 介護納付金課税被保険者(第1  
条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人  
について 3,080円

2 略

(1) 略

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した  
世帯 4,260円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した  
世帯 7,100円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した  
世帯 11,360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯  
14,200円

(2) 略

条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人  
について 10,290円

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税  
額の被保険者均等割額 被保険者(第1条  
第2項に規定する世帯主を除く。) 1人  
について 11,850円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢  
者支援金等課税額の被保険者均等割額 被  
保険者(第1条第2項に規定する世帯主を  
除く。) 1人について 7,050円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者  
均等割額 介護納付金課税被保険者(第1  
条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人  
について 7,350円

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税  
額の被保険者均等割額 被保険者(第1条  
第2項に規定する世帯主を除く。) 1人  
について 4,740円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢  
者支援金等課税額の被保険者均等割額 被  
保険者(第1条第2項に規定する世帯主を  
除く。) 1人について 2,820円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者  
均等割額 介護納付金課税被保険者(第1  
条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人  
について 2,940円

2 略

(1) 略

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した  
世帯 20,145円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した  
世帯 17,775円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した  
世帯 14,220円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯  
11,850円

(2) 略

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した  
世帯 2,205円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した  
世帯 3,675円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した  
世帯 5,880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯  
7,350円

(出産被保険者に係る届出)

第21条の3 略

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2)～(5) 略

2～4 略

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した  
世帯 11,985円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した  
世帯 10,575円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した  
世帯 8,460円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯  
7,050円

(出産被保険者に係る届出)

第21条の3 略

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2)～(5) 略

2～4 略